

第2次山梨県食の安全・安心推進計画素案の概要

第1章 計画策定の基本的考え方

趣 旨：第1次推進計画の評価や社会情勢の変化等を踏まえ、食の安全・安心推進条例に基づき、今後5年間の食の安全・安心の確保に関する施策の推進計画を策定する。

位置付け：「食の安全・安心推進条例」に基づく推進計画「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画

計画期間：平成29～33年度

第2章 現状と課題

1 第1次推進計画の評価(H24～H28)

- <主な数値目標の達成状況>** ()内:H28目標数値
- 生産者等の自主的な取り組みの促進と監視指導の徹底
 - ・ GAP(農業生産工程管理)の導入産地数 12産地(H23) → 34産地(24産地)
 - ・ 食品衛生監視指導計画に基づく監視率 101%(H23) → 100%(100%)
 - ・ 残留農薬の収去検査結果の不適合件数 0件(H23) → 0件(0件)
 - 食品表示の適正化と情報提供の促進
 - ・ 広域的店舗における適正表示実施率 90.1%(H23) → 100%(95%以上)
 - ・ 地域店舗における適正表示実施率 77.6%(H23) → 80%(85%以上)
 - ・ 食品表示説明会への参加者数 673人(H23) → 延べ5,700人(延べ4,000人)
 - 県民の参加促進
 - ・ 原産地の詳細な産地情報の実施率 なし(H23) → 52%(80%以上)
 - ・ 食品表示ウォッチャーの報告件数 2,955件(H23) → 4,910件(3,500件)
 - 新たな問題への適切な対応
 - ・ 県ホームページへのアクセス件数 9,173件(H23) → 31,100件(10,000件)

2 県民意識調査

- 県政モニターアンケート調査(H28.7 回答321人)
- ・ 食品の安全性について、関心が「大いにある」と「ある程度ある」の割合 94.4%
 - ・ 食品について不安に思う項目
 - ① 輸入食品 86.9%
 - ② 残留農薬 75.7%
 - ③ 放射性物質 74.1%
 - ・ 県が強化すべき取り組み項目
 - ① 食品に対する監視指導 59.1%
 - ② 食品表示の適正化 58.4%

3 食を取り巻く社会情勢の変化

- 後を絶たない食の安全・安心をめぐる事件・事故の発生
- 平成32年4月に栄養成分表示の義務付けを含む新しい食品表示制度が完全施行
- 加工食品に係る原料原産地表示基準の拡大の検討
- 食に関する情報量増大に伴い、不確かな情報の氾濫等

<優先的に取り組むべき課題>

- 1 食の安全・安心の確保の基本となる、食品の的確な監視指導の実施
- 2 食品表示に対する消費者の信頼の確保を図る、法令に基づく適正な食品表示の徹底
- 3 消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資する、詳細な原産地情報の提供の徹底
- 4 関係者の信頼関係の構築を促進する、消費者と事業者等の相互理解の増進

第3章 基本目標

- ① 生産から販売に至る一連の行程の各段階における安全性の確保に向けた法令遵守の徹底、的確な監視指導
- ② 消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報提供の推進
- ③ 食の安全・安心を支える生産者、事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築促進
- ④ 食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備

第4章 施策の展開

1 監視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る

食品の安全性の確保

- (1) 監視の的確な実施と指導の充実 <残留農薬検査の実施等>
- (2) 生産者の自主的な取り組みの促進 <GAPの推進等>
- (3) 事業者の自主的な取り組みの促進 <HACCPの推進等>
- (4) 消費段階における安全性の確保 <テレビ、情報誌等による普及啓発等>

2 食品に関する正確な情報の提供

- (1) 情報の収集・提供の推進 <食品安全110番等>
- (2) 適正な食品表示の確保 <食品表示ウォッチャーの委嘱等>
- (3) 食の安全に向けた普及啓発 <各種講習会等>

3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築

- (1) 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進 <牛トレーサビリティ制度等>
- (2) 相互理解の増進 <リスクコミュニケーションの実施等>
- (3) 食育及び地産地消の推進 <地理的表示「山梨」ワインの消費拡大等>
- (4) 食の安全・安心推進月間 <食の安全・食育推進大会等>
- (5) 認証制度の推進 <甲斐のこだわり環境農産物認証制度等>
- (6) 原産地に関する情報の提供の充実 <畜産物+加工食品26種類の本県独自の詳細な原産地表示等>

4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等

- (1) 人材の育成 <農業管理指導士等の認定等>
- (2) 調査研究の推進 <試験研究機関における研究等>
- (3) 危機管理体制の整備等 <食の安全・食育推進本部の設置>
- (4) 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置 <自主回収報告の周知等>
- (5) 国、関係者との連携・協働の推進 <食品表示合同調査等>

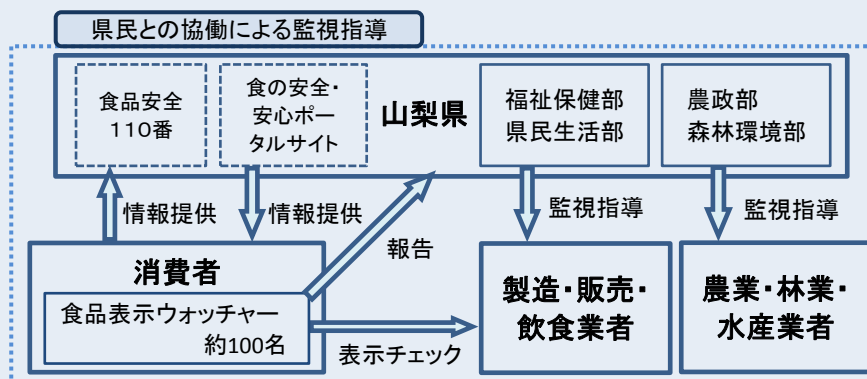
第5章 重点的に取り組む施策

(1) 監視の的確な実施と指導の充実

生産から販売に至る各段階における安全性の確保のため、監視指導の充実

(2) 適正な食品表示の確保

食品表示法等に基づく食品表示制度の知識の普及、各地域の食品表示ウォッチャーと連携した監視指導の充実



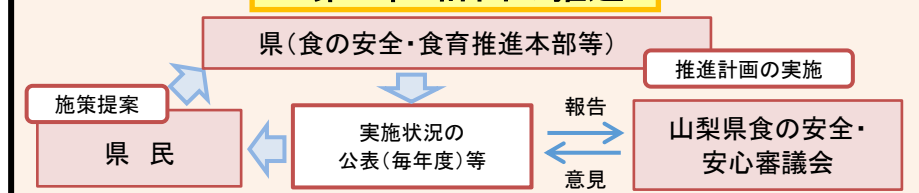
(3) 原産地に関する情報の提供の充実

加工食品等の原産地に関する詳細な情報提供制度の普及促進

(4) 消費者、生産者、事業者の相互理解の増進

消費者、生産者、事業者間の情報共有及び意見交換の場の提供

第6章 計画の推進



数値目標 (H33目標値)

施策	番号	指標項目	基準値 (H27)	数値目標 (H33)
1 監視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	1	食品衛生監視指導計画に基づく標準監視数の達成率	115%	100%
	2	給食施設巡回指導の計画の実施率	-	100%
	3	GAP(農業生産工程管理)の導入産地数	30産地	46産地
	4	有機農業の取り組み面積	132ha	200ha
	5	HACCPの普及啓発に係る講習会参加者数	8,335人	延べ42,000人(H29～33)
2 食品に関する正確な情報の提供	6	食の安全・安心ポータルサイトアクセス数	11,079件	12,000件
	7	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の地域店舗の割合	76%	85%
	8	食品表示ウォッチャーからの報告件数	4,146件	4,350件
3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築	9	リスクコミュニケーションの機会への参加者数	705人	730人
	10	学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)	23%	30%
	11	県内店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率(指定する5種類)	-	70%
4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等	12	農業管理指導士・農業適正使用アドバイザーの有効認定者数	486人(H23～27の平均値)	500人
	13	食育推進ボランティア(食生活改善推進員を除く)の登録者数	1,284人	1,400人

○印は新規数値目標(6項目)